

## 杨木県公報

令和 4 (2022)年 8月25日(木) 号 外 第 49 号

目	次
公	告

○公の施設に係る指定管理者の募集…………

\_\_\_\_\_

## 公 告

## 〇公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和4 (2022) 年8月25日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称

栃木県総合運動公園北・中央エリア・とちぎスポーツ医科学センター(以下「総合運動公園」という。)

(2) 所在地

栃木県宇都宮市西川田4丁目1番1号

(3) 設置の目的

県民誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりを図ることができる県民総スポーツの推進拠点であり、併せてスポーツ医科学を活用した競技力向上に寄与する。

(4) 規模等

敷地面積 61.4ha

施設構成 陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A・B・C、ウォームアップ場、 サッカー・ラクビー場、相撲場、テニスコート、武道館、多目的広場(投てき場)、多目的 広場(クレイ)、多目的広場レストハウス、合宿所、とちぎスポーツ医科学センター、その 他諸室、駐車場、公園園地

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準

利用時間及び休館日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

- (2) 業務の範囲
  - ① 総合運動公園の施設の維持管理に関する業務
  - ② 総合運動公園の園地園路の維持管理に関する業務
  - ③ 有料施設等の利用の許可に関する業務
  - ④ 総合運動公園の運営に関する業務
  - ⑤ 上記①から④までに附帯する業務
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までの5年間とする。(予定)

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設等指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、

知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

令和4 (2022) 年10月11日 (火) から同年11月15日 (火) までの日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分まで (持参、郵送ともに11月15日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田 1 - 1 - 20 栃木県庁南別館 2 階 栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課スポーツ施設担当 電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp//m07/2022gsz\_northcentralarea\_publicoffering.html)

(スポーツ振興課)